

令和 7 年 4 月 1 4 日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

記

(対象事業者)

イワタニ近畿株式会社	法人番号：4120001163598
株式会社エネアーク関西	法人番号：5120001118733
帝燃産業株式会社	法人番号：9120901009747
日米ユナイテッド株式会社	法人番号：3120001049022
藤本産業株式会社	法人番号：8122001015899
松倉商事株式会社	法人番号：1150001013431
株式会社ミツウロコヴェッセル関西	法人番号：8120101000747

(別紙)

官 印 省 略  
20250408近畿第8号  
令和7年4月11日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和7年4月8日付け20250404近畿第25号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。